

高成長設備投資促進事業の
取扱い等に係る質疑応答集

平成29年4月



高成長設備投資促進事業の取扱い等に係る質疑応答集

【金融機関資金利用の場合】

問1：対象となる融資条件において、融資利率は変動金利か固定金利か。

答： 固定金利、変動金利のいずれかは金融機関の判断とするが、変動金利にした場合は、助成金の交付決定額（変更交付決定額）よりも利子総額が下回らないようにすること。

問2：融資利率は、みずほ銀行の長期プライムレートが上限とされているが、いつ時点の長プラを用いるのか。

答： 各回募集開始日が属する月の前月末日時点の長プラを基準とするが、融資申込時から実行までの間に、長プラが上昇した場合、金融機関は上昇幅の範囲内で、利率を引き上げることができる。なお、この場合であっても助成金の交付決定額は変更しない。（同様に、長プラが下がった場合には、融資利率は変更しない）

問3：当事業の対象となる設備の最低金額はいくらか。（何円以上の借入があれば対象となるか。）

答： 当事業の対象となるには、導入する設備の金額から助成金分を除いた後の実際の借入額が、利用する各融資制度の融資可能額（1,000万円～5億円）の範囲内であることが必要。

よって、設備導入額が、利用する融資制度の融資可能額の下限に近い金額である場合、対象外となることがあるので注意すること。

事例

① 設備導入額が1,100万円の場合

【助成金額の積算】

借入必要額（＝設備導入額） 利子総額（＝助成金額）

1,100万円 150万円

→

【実際の借入額】

借入額 助成金

950万円 150万円

・ この場合は実際の借入額が1,000万円を下回ることから、融資条件の対象外となる。

② 設備導入額が1,200万円の場合

【助成金額の積算】

借入必要額（＝設備導入額） 利子総額（＝助成金額）

1,200万円 200万円

→

【実際の借入額】

借入額 助成金

1,000万円 200万円

・ この場合は対象となる。

なお、借入必要額にかかる利子総額（＝助成金額）は、利用者の融資条件によって異なることから、設備導入額が何円以上なら当事業の対象になるとは一概に言えない。（上記の事例①についても、仮に利子総額が100万円の条件で融資を受けるなら対象となる。）

問4：長期プライムレートを超えた融資案件については、長プラまでマイナス金利による助成の対象となるのか。

答：対象とはならない。融資利率が長プラ以下の案件のみが対象になる。

問5：金融機関融資の場合、信用保証協会の保証制度を利用できるか。

答：金融機関融資により高成長設備投資促進事業を申込み場合は、信用保証協会の保証制度の利用は、不可とする。信用保証協会の保証制度の利用は、県制度融資により申込み場合に限ることとする。

問6：協調融資は対象となるか。

答：対象となる。この場合の申請は1つであるが、第2号様式（助成金申請額積算報告書）は融資の本数分作成し、添付する必要がある。なお、融資の合計額は1,000万円以上とすること。

【県制度融資利用の場合】

問7：当事業の対象となる設備の金額はいくらか。（何円以上の借入れがあれば対象となるか。）

答：当事業の対象となるには、導入する設備の金額から助成金分を除いた後の実際の借入額が、利用する各融資制度の融資可能額の範囲内であることが必要。

よって、設備導入額が、利用する融資制度の融資可能額の下限に近い金額である場合、対象外となることがあるので注意すること。

事例 フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）…融資下限額1,000万円

①設備導入額が1,050万円の場合

【助成金額の積算】

借入必要額（＝設備導入額） 利子総額（＝助成金額）

1,050万円 100万円

→

【実際の借入額】

借入額 助成金

950万円 100万円

・この場合は実際の借入額が1,000万円を下回ることから、設備投資促進枠の融資対象外となる。よって、当事業についても交付対象とならない。

②設備導入額が1,100万円の場合

【助成金額の積算】

借入必要額（＝設備導入額） 利子総額（＝助成金額）

1,100万円 100万円

→

【実際の借入額】

借入額 助成金

1,000万円 100万円

・この場合は対象となる。

なお、借入必要額にかかる利子総額（＝助成金額）は、利用者の融資条件によって異なることから、設備導入額が何円以上なら当事業の対象になるとは一概に言えない。（上記の事例①についても、仮に利子総額が50万円の条件で融資を受けるとら対象となる。）

問 8：運転資金は対象となるか。

答： 当事業は設備資金のみを対象とする。

フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）及びフロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）の運転資金としての融資は対象外。

問 9：フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）又はフロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）の単独利用は対象となるか。

答： フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）と併用の場合のみ当事業の対象とし、単独利用の場合は対象としない。

なお、併用の場合はまず先に設備投資促進枠を融資限度額まで利用した上で、残額を新技術・新事業等展開枠又はグリーンニューディール枠による融資で対応すること。

問 10：設備導入額が、利用する制度融資等の融資限度額を超えている場合は対象となるか。

答： 対象となる制度融資等の利用部分について、当事業の対象となる。（不足部分は自己資金や他の融資等で補う。）

この場合、助成金額を積算するときの借入必要額についても、実際の借入額についても、どちらも利用する制度融資等の融資限度額の上限までを対象とする。

事例 フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）…融資上限額 2 億 8,000 万円

①設備導入額が 3 億 1,000 万円の場合

【助成金額の積算】

借入必要額（＜設備導入額） 利子総額（＝助成金額）

2 億 8,000 万円 2,800 万円

→

【実際の借入額】

借入額 助成金 自己資金等

2 億 8,000 万円 2,800 万円 200 万円

- ・フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）の融資限度額は 2 億 8,000 万円のため、助成金額積算時の必要借入額も 2 億 8,000 万円まで。

- ・実際の借入額も融資限度額の 2 億 8,000 万円までとなる。

なお、次のような場合には実際の借入額が融資限度額とはならないので注意すること。

②設備導入額が 3 億円の場合

【助成金額の積算】

借入必要額（＜設備導入額） 利子総額（＝助成金額）

2 億 8,000 万円 2,800 万円

→

【実際の借入額】

借入額 助成金

2 億 7,200 万円 2,800 万円

- ・設備導入額（3 億円）から助成金額（2,800 万円）を除いた額（2 億 7,200 万円）が融資限度額（2 億 8,000 万円）を下回る場合は、低い方の額を実際の借入額とする。

問 11：フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）利用の場合、利率が▲0.15%引き下げられているが、30 年度に融資実行した場合は、どの時点の利率を用いるのか。

答： 高成長設備投資促進事業に係る県制度融資の利率は、融資実行時の県制度融資利率を利用すること。そのため、融資の実行が 30 年度となるケースで、29 年度限り

の▲0.15%措置が終了して利率が上昇した場合は、金融機関は上昇後の利率へ引き上げることとなる。

なお、この場合であっても助成金の交付決定額は変更しない。

29年度フロンティア企業支援資金 融資利率

資金名	区分	利率(H29.4.1~)	備考
新技術・新事業等展開枠	A	1.65%	
	B	1.85%	
グリーンニューディール枠	A	1.65%	
	B	1.85%	
設備投資促進枠	～7年 A	1.65%	高成長設備導入企業及び小規模企業は左記から更に▲0.15% (29年度限り)
	～7年 B	1.85%	
	7年超 A	1.85%	
	7年超 B	2.05%	

Aは100%保証利率（責任共有制度対象外保証）、Bは責任共有利率（責任共有制度対象保証）

【共通事項】

問12：対象となる設備等について。

答： 県制度融資の非対象業種（金融・保険業、遊行娯楽業等）については、当事業においても対象外とする。

対象とする設備については、県内に設置される設備であり、かつ波及効果や雇用増加等、県経済への投資効果の高い設備を対象とする。

また、対象とする設備については、新增設に限り、単純更新は対象外とする。ただし、これまでであった施設、設備等より機能が向上する等、単純更新とは言い難い場合は対象とする。また、観光施設等は、大規模改修を含む。

なお、具体的な審査上の観点については審査基準（事業案内 P5）を参考とすること。

【新增設及び大規模改修の例示】

- ・健康関連、介護、福祉及び医療関連機器の製造工場の新增設（※）
- ・植物工場の新增設、米粉の製粉・加工施設の新増設
- ・新エネルギー関連機器製造メーカーの工場新增設
- ・観光旅館やスキー場施設(リフト)等の新增設及び魅力アップを図る大規模改修（※※）

（※）「新增設」の考え方

「新設」とは、これまでなかった施設、設備等を新たに設置すること。「増設」とは、これまでであった同様の施設、設備等に追加して、新たな施設、設備等を設置すること。（中古施設や中古設備も対象とする。）

従って、これまで別の場所にあったものを移動して設置する「移設」や、これま

であった施設、設備等を撤去し、ほぼ同等の機能を有する施設、設備等を新たに設置する「取替（更新）」は対象外とする。

（※※）「大規模改修」の考え方

基本的には、建築基準法に規定された「大規模の修繕」又は「大規模の模様替」を想定しているが、施設の魅力アップを図るために行う大規模なりリニューアル等も幅広く対象とする。

従って、空調設備の取替等、それだけでは施設の魅力アップにつながると言い難いものは対象外とする。

- ・大規模の修繕：建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。
 - ・大規模の模様替：建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。
- （建築基準法第2条）

対象設備については巻末の別紙「対象設備に係る質問」もご参照ください。

問13：県外企業も対象となるか。

答： 県内において新たに事業所や工場等を設置し、新潟地域振興局県税部に「法人設立・異動届出書」を提出する場合は対象とする。

問14：当事業により導入する設備の設置場所についての制限は。

答： 当事業により導入する設備については、新潟県内に設置するものに限る。

問15：交付決定前に契約した設備も対象となるか。

答： 交付決定前に契約（発注）した設備については原則、対象外とする。ただし、導入する設備が建物の場合、当該年度の第1回募集開始後の契約であり、且つ契約書に交付決定日以降の着工日が明記される契約に限り対象とする。

問16：同一の設備に対し、国又は地方公共団体の他の補助金の補助対象となっている場合は、当事業の対象となるか。

答： 対象外とする。

問17：設備代金以外（振込手数料、運転資金等）は対象となるか。

答： 対象外とする。（原則として償却資産となるものが対象である）

但し、振込手数料を相手先持ちにして設備代金から差し引いて支払った場合は、その振込手数料も対象とする。

問18：設備導入額が当初の助成金積算時と購入時で異なった場合の対応は。

答： 高額な見積書を用意して助成金額を不当に高く積算するといった悪用を防止するため、最終的な助成金額は導入する設備の実際の購入額により決定する。実務的には事業遂行報告や実績報告の際に契約書、領収書等の金額を確認し、交付決定額を変更する。

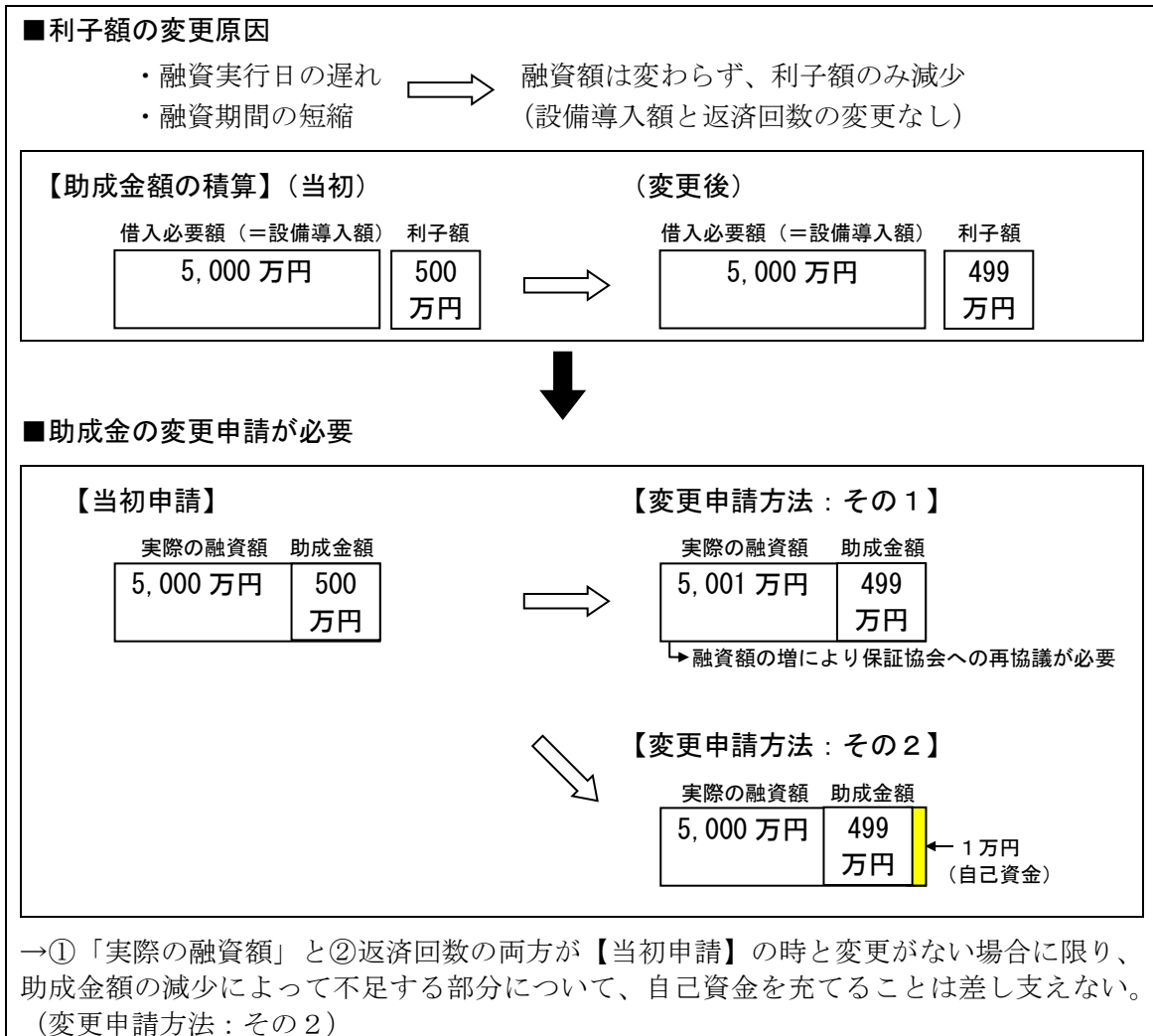
なお、交付決定額の変更を行う場合、実際の契約額や購入額を借入必要額とした

積算報告書の再提出が必要となるため、金融機関においても作成のご協力をお願いしたい。

問 19：融資実行日の遅れ等による助成金額の変更の取扱いは。

答： 融資実行日の遅れ等により実際の融資により利用者が支払う利子総額が減少する場合は、助成金額についても再度積算を行い、助成金額の変更承認申請を行うこと。

なお、助成金額の減少により設備導入資金に不足が生じる場合は、次のとおり取り扱うこととする。



問 20：設備導入額が、融資上限額 5 億円を超えている場合は対象となるか。

答： 5 億円までの借入れに係る利息相当額については、当事業の交付対象となる。
この場合、助成金額を積算するときの借入必要額についても、実際の借入額についても、どちらも 5 億円までを対象とする。

事例

①融資上限額 5 億円、設備導入額が 5 億 3,000 万円の場合

i. **【助成金額の積算】**

【実際の借入額】

借入必要額 (<設備導入額)	利子総額 (=助成金額)		借入額	助成金
5 億円	5,000 万円	→	4 億 8,000 万円	5,000 万円

・助成金交付の対象となる融資額は 5 億円までのため、助成金額積算時の必要借入額も 5 億円まで。

・実際の借入額は助成金額を除いた必要額となる。

問 21：繰上償還が可能になる「やむを得ない理由」とは何か。

答： 例えば、当該企業が合併・統合される場合や、約定どおりの返済が困難となったため借換えせざるを得ない場合など、企業経営上のやむを得ない場合を想定している。ただし、繰上償還した場合は補助金を全額返還していただく場合がある。

問 22：社会福祉法人は助成対象者となるか。

答： 社会福祉法人は対象者とならない。但し、医業を主たる事業とする社会福祉法人の場合は対象者とする。

問 23：最後の返済回だけ元金の返済分を通常の返済回より多額に設定し、残りの元金を毎回均等に返済するような返済方法は対象となるか。

答： 対象としない。対象とする融資の返済方法は元金均等返済か、もしくは元利均等返済であり、ここで言う元金均等返済とは、毎回の返済額が元金を返済回数で均等割した額となるもの（最初から最後まで元金分の返済額が均等となるもの）を指すことから、対象とならない。なお、端数調整のため、最後の返済回だけ元金の返済分が少額となる場合は対象となる。

問 24：融資額に税（取得税、重量税、固定資産税等）が含まれている場合、対象となるか。

答： 助成対象経費には含めない。助成金申請額積算報告書（第 2 号様式）において、消費税を積算対象に含めないのと同様に助成金の積算対象とはしない。なお、実際の融資においては消費税・取得税・重量税・固定資産税分を含んだ額を借入れて構わない。

問 25：車両設備の導入に伴う保険料（自賠責保険料）は対象となるか。

答： 対象としない。

問 26：建物を新築・改築・増築等する場合、旧設備の解体費は対象となるか。

答： 対象としない。新たに導入する設備が対象であって、撤去される設備に係る費用は対象としない。

問 27：対象外となる建設工事の細目について具体例を知りたい。

答： 例えば地盤改良工事（杭打設、柱状改良、表層改良など）、消雪パイプ敷設、駐車場整備、外構工事などの土地と一体とみなされる工事、また、建築確認申請費用などの行政機関・関連機関へ納付するものは対象外となる。

※ただし、土地の造成と設備の設置が不可分である観光施設（スキー場、パラグライダー場等）については対象とする。

問 28：親会社と子会社間の取引は対象となるか。

答： 対象としない。この他、自社製品の購入、グループ企業間の取引や、企業とその企業の役員（役員の親族等を含む。）との間の取引なども対象としない。

問 29：高成長設備投資促進事業の助成金は圧縮記帳の適用を受けることができるか。

答： 法人税法及び同法施行令等で定める圧縮記帳の対象になるが、詳細は所管の税務署へ確認すること（なお当該助成金は、県の「高成長設備投資促進事業補助金」を財源として交付している）。

問 30：「設備導入後3年以内のいずれかの年度の付加価値額等が導入前と比較して20%以上増加する計画であること」

上記の要件でいう付加価値額等の増加の具体的な考え方は。

答： 当該設備を導入することで増加した付加価値額（※）もしくは売上高が導入後3期以内に、導入前と比べ20%以上増加していることを目安とする。

なお、提出書類等に虚偽がある等悪質な場合は、助成金の返還を求める場合がある。

（※）付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費の合計

問 31：生産性向上要件の「投資利益率が15%以上となる計画であること」の具体的な考え方は。

答： 直近決算期の簡易キャッシュフロー（※）と比較して、設備導入後3年度の簡易キャッシュフロー増加額の平均額を設備投資額で除した値が15%以上であることを目安とする。

（※）簡易キャッシュフロー＝営業利益＋減価償却費

問 32：金融機関資金と県制度融資の併用は可能か。

答：可能である。ただし、融資上限額は、県制度融資及び金融機関融資を併用した場合も5億円までとする。この場合、申請は1つであるが、第2号様式（助成金申請額積算報告書）は金融機関資金用と県制度融資用をそれぞれ作成して、添付する必要がある。なお、5億円に達するまで、複数回の利用も可（ただし県制度融資については、融資等の定めにより当該融資等が利用できない場合、当事業についても利用不可とする）。

また融資下限額については、県制度融資及び金融機関融資を併用した場合も県制度融資及び金融機関融資の各融資とも1,000万円（最低金額の考え方については問3、問7を参考）とする。

問 33：過去、マイナス金利制度を利用したことがある企業は本事業を利用できるか。

答：過去に円高対策設備投資緊急促進事業、新成長設備投資促進事業、消費税増税対策設備投資緊急促進事業、産業高付加価値化設備投資緊急促進事業を利用したことがある企業についても本事業を利用できる。

問 34：助成の要件のうち、(1)新分野進出 (2)海外展開 (3)設備の国内回帰 (4)事業承継など新陳代謝の審査方法は。また、具体的な例は。

答：審査会において、別紙1（第1号様式）計画書中の「3助成事業の内容（計画）」及び「4設備投資計画の具体的な内容」等により設備投資計画の期待効果、計画妥当性等を審査する。

(1)から(4)の主な事例は以下のとおり。

(1) 新分野進出

※新分野進出とは、原則日本標準産業分類 中分類程度の違いのことをいう。
ただし、新しい市場に参入したり、新商品を開発したりするための設備であって、審査会が認めるものについては新分野進出とみなす。

- 鉄鋼業を営む企業が、新産業分野(※)である航空機産業へ参入することによる施設・設備の増強（※ 新産業分野の例：「エネルギー」「航空機産業」「次世代自動車」「ロボット」「健康」「食」等）
- 廃棄物処理業者が、新たに介護支援サービス業へ参入するために新規に施設を建設

(2) 海外展開

- 商品・製品等の海外輸出割合が増加することによる設備の増強
- 新規受注により、大手企業の国外工場に納める部品等を製造するために設備を新增設
- 海外販売ルートを拡大することによる県内設備の増設

(3) 設備の国内回帰

- 製造業等で海外進出していたが、昨今の円安基調に伴い生産拠点を県内に移転する際の施設・設備の新設

(4) 事業承継など新陳代謝

- 事業の譲渡、合併等により県経済の産業活動維持・持続的発展に寄与する事業等に必要な施設・設備の新增設
- 若手経営者へ交代し、社内体制の刷新を行うために必要な施設・設備の新增設

問 35：建物の導入完了日は登記完了日か。

答： 登記完了日ではなく、施主による確認が終わり、施工者から施主へ引渡し完了した日が導入完了日となる。

問 36：雇用要件で申請した場合にも経営計画書の作成は必要か。

答： 必要である。

問 37：3月決算でまだ株主総会を開催していない場合は、経営計画書の「直近決算期」欄の数値は試算表から拾えばよいか。

答： 直近決算期欄には確定値を記入するので、前々期の決算数値を転記する。

問 38：経営計画書の数値の端数処理はどうすればよいか。

答： 千円未満は切り捨てとし、自動計算欄の誤差は許容する。

問 39：導入設備が複数ある場合、それぞれ発注の都度、第6号様式（事業遂行状況報告書）を提出するべきか。

答： 導入設備が複数ある場合は、最後の発注が完了した時点で1回だけまとめて提出すればよい。この場合の「報告事項の発生日」欄は最後の発注を行った日を記載する。

《別紙》 対象設備に係る質問

問 12-1：農業を営む個人若しくは法人（農業を2年以上営んでいること）又は認定農業者については、農業以外の事業に供する設備も対象となるか。

答： 対象となる。

問 12-2：当事業により導入する車両設備についての制限は。

答： 乗用車（3ナンバー、5ナンバー）については対象外とする。ただし、旅客運送業（タクシー等）に利用するものは対象とする。

問 12-3：賃貸住宅（アパート・マンション含む。）の建設や修繕は対象となるか。

答： 遊休資産の活用等の資産運用を目的とした賃貸住宅に係るものは対象外とする。

問 12-4：リース用製品、レンタル用製品の購入費は対象となるか。

答： 「リース」については、リース先の求める仕様に応じて、リース先に代わりリース元が製品を購入、一般的には耐用年数相当の期間、リース先に賃貸するものであり、実質的に設備を増強するのはリース先と考えられる。このため、リース元の会社がリース用製品の購入に要する費用は対象としない。

一方、「レンタル」については、レンタル元の保有する製品の中から、レンタル先がその都度必要とする製品を選択し、短期的に賃貸する形式が一般的であり、保有製品の購入は、レンタル元が自身の設備を増強するものと考えられることから、対象となりうる。

問 12-5：モデル住宅等の建設費用は対象となるか。

答： 「高成長設備投資促進事業実施要領 第19条」において、「この助成金により取得した財産は、～(中略)～ 耐用年数に相当する期間処分してはならない。」としている。一般的に、モデル住宅としての稼働年数は、木造住宅の耐用年数（22年）に比して著しく短く、設備が陳腐化する前に売却や取壊しが想定されることから、対象としない。

問 12-6：賃貸物件の改修工事は対象となるか。

答： 改修工事は観光施設における大規模改修を除き対象外とする。

問 12-7：飲食店の食器やカトラリー類についても対象設備となるか。

答： 食器・カトラリー等の物品については一般的に経費処理とするため原則として対象外とするが、高額で資産計上する物品は対象とする。

問 12-8：建設足場の組立業をしているが、足場用の資材も対象設備となるか。

答： 資産計上するものであれば対象となる。

問 12-9：既存設備の外壁の塗装、コーティング等を施す場合は、対象設備となるか。

答： 新設・増設にあたらぬので対象とならぬ。

問 12-10：中古設備も対象設備となるか。

答： 対象となる。

問 12-11：自宅兼事務所を新築・改築・増築等する場合は対象設備となるか。

答： 自宅部分と事務所部分を明確に分けられないため、対象としない。